【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年４月26日
【会社名】	オーエス株式会社
【英訳名】	OS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　髙　橋　秀　一　郎
【本店の所在の場所】	大阪市北区小松原町３番３号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております)
【電話番号】	―
【事務連絡者氏名】	―
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区角田町１番１号(東阪急ビル内)
【電話番号】	06(6361)3554(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員　土　井　雄　二　郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

平成29年４月25日開催の当社第99回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年４月25日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金４円50銭（うち普通配当２円50銭、創立70周年記念配当２円）

総額71,258,301円

ロ 効力発生日

平成29年４月26日

第２号議案 株式併合の件

イ 提案の理由

当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、あわせて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施する。

ロ 併合の割合

当社普通株式について、５株を１株に併合する。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配する。

ハ 株式併合の効力発生日

平成29年８月１日

ニ 効力発生日における発行可能株式総数

８百万株

第３号議案 定款一部変更の件

変更の理由

(1)単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するために定款第８条を変更する。また、本定款変更については、株式併合の効力発生日である平成29年８月１日に効力を生ずる旨の附則を設け、同日をもって、本附則を定款から削除する。

(2)定款第６条に規定する発行可能株式総数の変更については、会社法第182条第２項に基づき、株式併合の効力発生日に、現行の４千万株から８百万株に変更されたものとみなされることになる。

第４号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、山内芳樹、髙橋秀一郎、千田　諭、藤原　聡の４名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	議決権の数			決議の結果（賛成率）
	賛成数	反対数	棄権数	
第１号議案	10,655個	6個	0個	可決 (94.92%)
第２号議案	10,642個	19個	0個	可決 (94.81%)
第３号議案	10,640個	21個	0個	可決 (94.79%)
第４号議案				
山内　芳樹	10,648個	13個	0個	可決 (94.86%)
髙橋　秀一郎	10,646個	15個	0個	可決 (94.84%)
千田　　諭	10,643個	18個	0個	可決 (94.82%)
藤原　　聡	10,645個	16個	0個	可決 (94.83%)

(注) １．第１号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．第２号議案ならびに第３号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上